

「賃金水準の向上」「女性の活躍推進」に 取り組む事業者の皆様へ

資料5-3

秋田県では、「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に取り組む事業者を応援するために、令和4年度より、県の業務委託契約に係る企画提案方式の審査において、提案事業者のそれぞれに関する取組に応じて評価点の加点措置を講じるための評価基準を設けます。

<実施対象>

県の業務委託契約(企画提案方式)の審査を受ける企業

賃金水準の向上

- <要件・加点内容> ※100点満点の場合
給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率
- ・1.5%以上増加⇒ **+3点**
 - ・2.0%以上増加⇒ **+4点**
 - ・3.0%以上増加⇒ **+5点**

<実施時期>
令和5年2月～

女性の活躍推進

- <要件・加点内容> ※100点満点の場合
- ①一般事業主行動計画の策定・届出⇒ **+最大0.5点**
(女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法に基づくもの:各0.25点、従業員数100人以下の企業が対象)
 - ②えるぼしチャレンジ企業認定⇒ **+1点**
 - ③えるぼし認定⇒ **+1.5点**
 - ④くるみん認定⇒ **+1.5点 等**

<実施時期>
令和4年5月～

裏面に、よくある問い合わせをまとめています。

よくあるお問い合わせ

Q1 賃金水準の算出方法は？

所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1給与所得の源泉徴収票合計表(375)」における区分「①俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄に記載の金額を「人員」欄に記載の人数で除した金額により比較します。

Q2 えるぼしチャレンジ企業認定制度とは？

令和4年5月から県が新たに認定する制度で、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としています。

Q3 県外事業者も対象になりますか？

県外事業者も本制度の対象となります。

Q4 共同企業体制度(JV)が参加する場合は？

共同企業体制度(JV)又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、参加企業の配点の合計点を当該参加企業の総数で除した点数(小数点以下第1位を四捨五入)により加点します。

【お問い合わせ先】

- ・「賃金水準の向上」について
秋田県企画振興部総合政策課(018-860-1212)
- ・「女性の活躍推進」について
秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課(018-860-1555)
- ・県のウェブサイト
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/63561>

